

測量・設計業務等委託契約書（案）

- | | | |
|---|----------------------|--------------------------|
| 1 | 委託番号 | 令和 年度 第 号 |
| 2 | 委託業務の名称 | 森林調査等業務委託 |
| 3 | 履行期間 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで |
| 4 | 業務委託料 | 金 円 |
| | うち取引に係る消費税および地方消費税の額 | 金 円 |
| 5 | 契約保証金 | 免 除 |
| 6 | 業務内容 | 別添設計書、図面および仕様書による。 |
| 7 | その他 | |

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の各条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者および受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	大津市京町四丁目 1 番 1 号	
	氏名	滋賀県知事 三日月 大造	印
受注者	住所		
	氏名		印

(総則)

- 第1条 発注者および受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書および設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者または受注者の管理技術者（測量業務委託および地質調査業務委託にあつては主任技術者。以下「管理技術者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者または受注者の管理技術者等は、当該指示に従い、業務を行わなければならない。
- 4 業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約書もしくは設計図書に特別の定めがある場合または前項の指示もしくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物および業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。
- 6 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答および解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 7 発注者および受注者は、この契約書に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本国通貨とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約書および設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起または調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について

当該代表者を通じて行わなければならない。

(個人情報の保護)

第1条の2 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(業務工程表の提出)

第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から10日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間または設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。

4 第1項および第2項の規定は、前項の規定による業務工程表の再提出の請求があった場合について準用する。この場合において第1項中「この契約締結後」とあるのは「第3項の規定による請求があった日から」と読み替えるものとする。

5 業務工程表は、発注者および受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 この契約に要する保証については、第3条の●に定めるところによるものとし、第3条の●の規定は適用しない。

第3条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）または発注者が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、

当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号または第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第3条の3 受注者は、この契約の保証を要しない。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物および業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第5条 受注者は、成果物（第36条第1項の規定により読み替えて準用される第30条に規定する指定部分に係る成果物および第36条第2項の規定により読み替えて準用される第30条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条および第7条の2から第7条の4までにおいて同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引

渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意しなければならない。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、発注者が承諾した場合は成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を使用または複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物に該当するものに限る。）およびデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物に該当するものに限る。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラムおよびデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、または発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定する部分を除き、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、または請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、または請け負わせた者の商号または名称その他必要な事項の報告を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要

した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第7条の2 この契約による意匠の実施の承諾等については、第7条の●に定めるところによるものとし、第7条の●の規定は適用しない。

第7条の3 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、または成果物によって表現される構造物もしくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利および意匠権を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条の4 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物または成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(監督職員)

第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その職氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるものおよびこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者または受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示

(2) この契約書および設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出または質問に対する承諾または回答

(3) この契約の履行に関する受注者または受注者の管理技術者等との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれ

それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定の基づく監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者等)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理および統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求および受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の決定および報告、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理ならびにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に報告しなければならない。

第9条の2 受注者は、前条にかかわらず測量業務委託および地質調査業務委託にあっては主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

- 2 主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理および統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求および受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の決定および報告、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理ならびにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に報告しなければならない。

(照査技術者)

第10条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。照査技術

者を変更したときも同様とする。

2 照査技術者は、第9条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第12条 発注者または監督職員は、管理技術者もしくは照査技術者もしくは受注者の使用人または第6条第3項の規定により受注者から業務を委任され、もしくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

なお、測量業務委託および地質調査業務委託にあつては、「管理技術者」を「主任技術者」に読み替える。

2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与または支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所およ

び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書または受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意または過失により貸与品等が滅失もしくはき損し、またはその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受注者は、業務の内容が設計図書または発注者の指示もしくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間もしくは業務委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤りまたは脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたときまたは自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することが

できる。

- 4 前項の調査の結果により、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書または業務に関する指示（以下この条および第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間もしくは業務委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 設計図書に基づき現場調査業務を行う場合において、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないためまたは暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状況が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させることができる。

なお、現場調査業務を委託する場合は、「発注者は、」を「発注者は、前項の規定によるほか、」に読み替える。

- 3 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間もしくは業務委託料を変更し、または受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

なお、現場調査業務を委託する場合は、「前項」を「前2項」に読み替える。

(業務に係る受注者の提案)

第20条 受注者は、設計図書等について、技術的または経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、または発案したときは、発注者に対して、当該発見または発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間または業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第 20 条の 2 発注者は、履行期間の延長または短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 21 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 23 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、履行期間の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 14 日以内に設定し、受注者に示すものとする。

(業務委託料の変更方法等)

第 24 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協

議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、業務委託料の変更事由が生じた日から 14 日以内に設定し、受注者に示すものとする。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合または損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 25 条 設計図書に基づき現場調査業務を行う場合において、受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに報告しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第 26 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第 1 項、第 2 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

なお、現場調査業務を委託する場合は、「第 2 項」を「第 2 項もしくは第 3 項または第 28 条第 1 項」に読み替える。

(第三者に及ぼした損害)

第 27 条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

なお、現場調査業務を委託する場合は、「及ぼした損害」を「及ぼした損害(第 3 項に規定する損害を除く。)」に読み替える。

- 2 前項に規定する損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき

事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示または貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りではない。

- 3 設計図書に基づき現場調査業務を行う場合において、通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、発注者がその費用を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者および受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第28条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事する業務の出来形部分（以下この条および第48条において、「業務の出来形部分」という。）、仮設物または作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物または作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）および当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1）業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）仮設物または調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物または調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

なお、この条は、現場調査業務を委託する場合に適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第29条 発注者は、第7条、第16条から第20条まで、第21条、第22条、第26条、第32条または第38条の規定により業務委託料を増額すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額または負担額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

なお、現場調査業務を委託する場合は、「第22条」を「第22条、第25条」に、「第26条」を「第26条、前条」に読み替える。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、同項の業務委託料を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。

(検査および引渡し)

第30条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者または発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

(業務委託料の支払い)

第31条 受注者は、前条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第32条 発注者は、第30条第3項もしくは第4項または第36条第1項もしくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部または一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第33条 この契約による業務委託料の前金払については、第33条の●に定めるところによるものとし、第33条の●の規定は適用しない。

第33条の2 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の額を前払金として発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 設計図書の変更その他の事由により業務委託料の10分の3以上を増額した場合において、受注者は、その増額後の業務委託料の前払金支払可能限度額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 設計図書の変更その他の事由により業務委託料の10分の3以上を減額した場合において、受注者は、受領済みの前払金額から減額後の業務委託料の前払金支払可能限度額を差し引いた額（以下「超過額」という。）を減額のあった日から30日以内に返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 8 債務負担行為に基づき、各会計年度において前払金を支払う場合における第1項の規定の適用については、これらの規定中「業務委託料」とあるのは、「業務委託料の支払年度区分額」と読み替えるものとする。

第33条の3 受注者は、発注者に対して、前金払を請求することができない。

（保証契約の変更）

- 第34条 第33条の2の規定の適用がある場合において、受注者は、同条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定めるもののほか、第33条の2第5項の規定により業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項または第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

（前払金の使用等）

第 35 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃および保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第 35 条の 2 この契約による業務委託料の部分払については、第 35 条の●に定めるところによるものとし、第 35 条の●の規定は適用しない。

第 35 条の 3 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を終了した部分（第 36 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、発注者の 1 会計年度において 3 回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第 1 項の業務委託料相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{業務委託料})$

6 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項および第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

第 35 条の 4 受注者は、発注者に対して、部分払を請求することができない。

（部分引渡し）

第 36 条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 30 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る

業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項および第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項および第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により読み替えて準用される第31条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」および第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において読み替えて準用する第31条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

4 第1項または第2項の規定により読み替えて準用される第31条第2項の支払期間内に受注者が第33条の2第5項に規定する超過額を返還しようとするときは、前項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の中からその超過額を控除することができる。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第36条の2 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における第35条の3第1項の業務委託料相当額が前会計年度までの支払年度区分額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第35条の3第5項および第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 業務委託料相当額 × 9/10 － (前会計年度までの支払金額 ＋ 当該会計年度の部分払金額) － {業務委託料相当額 － (前会計年度までの支払年度区分額 ＋ 履行高超過額)} × 当該会計年度の前払金額／当該会計年度の支払年度区分額

(第三者による代理受領)

第 37 条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 31 条（第 36 条において読み替えて準用する場合を含む。）または第 35 条の 3 の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払いに対する業務中止）

第 38 条 受注者は、発注者が第 33 条の 2、第 35 条の 3 または第 36 条において読み替えて準用する第 31 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部または一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間もしくは業務委託料を変更し、または受注者が増加費用を必要とし、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 39 条 発注者は、引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）成果物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 40 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条または第 42 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 41 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第 4 条第 4 項に規定する書類を提出せず、または虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないときまたは履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第 39 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第 41 条の 2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条第 1 項もしくは第 2 項(独占禁止法第 8 条の 2 第 2 項および第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条の 2 第 1 項もしくは第 3 項、第 17 条の 2 または第 20 条第 1 項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項および独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員または使用人)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 または同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 42 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げるほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第41条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第44条または第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員の次のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団または暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当

することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 43 条 第 41 条各号または前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 41 条または第 42 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 44 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 45 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第 18 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

（2） 第 19 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 46 条 第 44 条または前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 47 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者および受注者の義務は消滅する。ただし、第 36 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、

当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

(解除に伴う措置)

第 48 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 33 条の 2 の規定による前払金があったときは、受注者は、この契約の解除が第 41 条、第 42 条または次条第 3 項の規定による場合にあつては、当該前払金の額(第 36 条の規定による部分引渡しがある場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の利息を付した額を、第 40 条、第 44 条または第 45 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条の 2 の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第 36 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、この契約の解除が第 41 条、第 42 条または次条第 3 項の規定による場合にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の利息を付した額を、第 40 条、第 44 条または第 45 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意または過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有または管理する業務の出来形部分(第 36 条に規定する部分引渡しに係る部分および前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第 6 条第 3 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、または請け負った者が所有または管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて発注者に

明け渡さなければならない。

- 5 前項に規定する撤去ならびに修復および取片付けに要する費用（以下この項および次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者または受注者が負担する。

（１）業務の出来形部分に関する撤去費用等は、この契約の解除が第 41 条、第 42 条または次条第 3 項の規定によるときは受注者が負担し、第 40 条、第 44 条または第 45 条によるときは発注者が負担する。

（２）調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は、受注者が負担する。

- 6 第 4 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または作業現場の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分または作業現場の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

なお、第 4 項から第 6 項までは、現場調査業務を委託する場合に適用する。

- 7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 41 条、第 42 条または次条第 3 項によるときは発注者が定め、第 40 条、第 44 条または第 45 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

なお、現場調査業務を委託する場合は、「第 3 項後段」を「第 3 項後段および第 4 項」に読み替える。

- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者および受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第 49 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （１）履行期間内に業務を完了することができないとき。
（２）この契約の成果物が契約不適合であるとき。
（３）第 41 条または第 42 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
（４）前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 41 条または第 42 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除された場合
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号または第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約および取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項および第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 42 条第 8 号および第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 3 条の 2 の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（賠償の予約等）

- 第 49 条の 2 受注者は、この契約に関し、第 41 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第 50 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約および取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであると

きは、この限りでない。

(1) 第 44 条または第 45 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。

2 第 31 条第 2 項（第 36 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 51 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 30 条第 3 項または第 4 項（第 36 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項および第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合であることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物が契約不適合で設計図書の記載内容、発注者の指示または貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示または貸与品等が不適当であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第 52 条 受注者は設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したときまたは任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券またはこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 53 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金または違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 54 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法により行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 55 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受注者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡され、または受注者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、発注者の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 受注者は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た

個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

- 2 受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第 10 発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

- 2 受注者は発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第 11 発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第 12 受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第 13 発注者は、受注者が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、この契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。